別紙７　　随意契約をすることができる場合に
該当することの説明書

地方自治法施行令第167条の２第１項第６号又は第７号により随意契約をすることができる場合	今回の契約が左に該当すること等の説明
競争入札に付することが不利と認められるとき、又は時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。	１　契約の概要 今回の契約は現在施工中の保健環境研究所ＰＣＲ検査室改修工事（以下、「工事（１）」という。）から派生した工事である。 新型コロナウイルス感染症対策として緊急に着手した工事（１）は既存の電気設備及び空気調和設備等機械設備を利用する前提となっていたが、工事（１）の発注と併せて現地調査を行った結果、既存の電気設備、空気調和設備等機械設備では対応できないことが判明したため、設備工事（保健環境研究所ＰＣＲ検査室改修工事（その２）（以下、「工事（２）」という。））を急遽追加することが必要となったものである。 当該工事は、新型コロナウイルス感染症対策として重要な工事で、緊急性を要する工事（１）と工事（２）は一体的に行う必要があることから、工事（１）の受注者にしかできない工事である。 ２　「不利」又は「著しく有利な価格」の説明 ＰＣＲ検査室は気密性を確保し、陰圧管理することが必要であることから設備工事についても一体的な施工・管理が求められる工事であるため、工事（１）の受注者（「協和建設株式会社」）と同一業者に施工させる必要がある。 また、「協和建設株式会社」に施工させた場合は、工程管理・安全管理の上で有利であり、工期の短縮と経費の節減が確保できる。 以上により、工事（２）を円滑かつ適切に施工できるのは、工事（１）の受注者である「協和建設株式会社」以外にない。

備考　この様式により難いときは、 必要な事項を含む適宜の様式によることができる。